

民族本質論と民族政策論

——上条氏の近著によせて——

丸 山 敬 一

I はしがき

私は今から六年前の一九八九年に『マルクス主義と民族自決権』（信山社）なる一書を出版し、何人かのマルクス主義者の民族自決権に対する態度を明らかにしたことがある。その時金沢大学の上条氏はわざわざ名古屋まで出張されて中部ドイツ史研究会主催の拙著の会評会に参加して大いに発言くださった^①。そこで展開された論点は、上条氏が今回（一九九四年十月）出版された大著『民族と民族問題の社会思想史——オットー・バウアー民族理論の再評価』（梓出版社）でもほとんどそのまま繰り返されている。本来ならば、私も上条氏のこの著書に対して詳細な書評論文を書くべきであるかもしれないが、上条氏と私との間にはそれ程根本的な見解の対立があるわけでもないし、すでに本書の簡単な紹介は『エコノミスト』誌^②にも書いたことであるので、ここでは上条氏の拙著に対する書評の中から主要な論点を三点選んで、それに対する現時点での私の考えを述べてみ

たいと思う。第一点は民族本質論にかかわるものであり、とりわけ言語の共通性と地域の共通性が民族の定義にどのようにかかわるかをめぐってである。第二点は民族政策論に関するものであり、ここでは特にレーニンの民族自決権がいかなる性格の権利であったのかが問われる。第三点は民族本質論と民族政策論の関連に關してであり、とりわけ民族の将来像が民族政策論とどのように關わるかが問題となる。それゆえ、本稿は上条氏の著書全体に対する書評というよりも、上条氏の著書を手がかりにして若干の卑見を述べてみようとするものである。

II 民族本質論

周知のようにバウアーは、民族を「運命共同体によって性格共同体にまで結びつけられた人間の総体である」として定義した。この民族の定義に言語の共通性というメルクマールがどのようにかわるかがここでの問題である。この点に關し上条氏と私との間に若干の意見の相違がある。といっても、上条氏と私が共通に認める所も多いのである。まずその点からみていこう。

①バウアーが民族を定義する場合のキイ概念は、運命共同体、交通共同体、自然共同体、文化共同体、性格共同体である。

②バウアーもまた民族が言語共同体であることを決して否定しない。彼自身「言語共同体なくしていかなる文化共同体もなく、したがっていかなる民族もない」と述べている。それゆえ、バウアーが言語抜きに民族を定義したという従来の批判は誤ったものである。

③しかし、バウアーはカウツキーとは異なって言語共同体を民族定義の周辺部においたのみで、決して第一義的な定義とはしなかった。彼は言語共同体によって民族を定義するのはあまりに表面的であるとみて、その背後にあるも

のを探ろうとした。

以上三点に関して私と上条氏の間にはいかなる意見の相違もみられない。意見の相違が発生するのは、パウアーが『民族問題と社会民主党』³⁾の第二版を一九二四年に出版した時、そこに付した序文⁴⁾の中で、言語観を若干変化させたかどうかという点をめぐってである。上条氏のいう所では、一九〇七年の大著ではパウアーは徹底した「言語＝道具」観に立ち、言語を単にコミュニケーションの道具とみるのみで、言語の中に文化が反映し、言語が民族文化の一部をなすという事実を全く認めなかったが、一九二四年の序文では「言語共同体は、文化共同体の一部分現象であり、運命共同体の一産物にすぎない」と述べることによって、言語が民族文化の一内容をなし、言語の中に文化が反映する事実を認めるにいたった、⁵⁾というのである。上条氏はこの変化に対し「わずかな修正」とか「若干の変化」とか用心深い表現を用いているが、そこから引き出される結論は大きなものである。つまり、氏はこの「若干の修正」によって「はじめて言語が民族規定の周辺部から中心部におかれるにいたった」というのだからである。すなわち上条氏の意見では、第二版の序文以後、言語共同体は民族定義の中心的な規定、第一義的な規定になったというわけである。したがって、これによってパウアーはカウツキーの民族定義に大幅に近づいたことになる。

上条氏の主張に有利と思われる点は次のような諸点である。

- ①すでに引用したように、この序文の中でパウアーは、たしかに言語共同体を文化共同体の一部分現象、運命共同体の一産物と主張している。
- ②彼はまた言語共同体の言葉の音韻諸体の中に過去の生活様式、職業労働、社会構成が反映する事実を認め、言語共同体の中に民族的性格が反映していることを認めている。

③次いで、この序文と全く同じ内容のものに「文化共同体と言語共同体」⁶⁾という表題をつけて親友ヒルファディン

グが編集する『ゲゼルシャフト』誌に載せたという事実である。つまり、この表題自体がバウアーに言語共同体を文化共同体に関連づけようという意志が働いていたことを推測させるものであるからである。

だが上条説に不利な事実や発言もまたみられるのである。

①まず第一に、上条氏も認めているように、バウアーがこの修正をどこでも明示的に認めていないという事実である。もし彼が言語共同体をもって民族定義の中心的な規定としたとするなら、従来の主張を大きく変更することになるのだから、自分は従来の自説を変えたのだと明言するはずである。

②それどころか、彼は上条氏が自説を補強するために引用した文章——「われわれにとって民族言語共同体は、民族性格共同体の表現諸形態の一つ、民族文化共同体の部分現象の一つ、民族運命共同体の産物の一つである」——に続けて次のように述べているのである。

「民族は言語共同体である、とカウツキーはいう。たしかにそれはそのとおりである。だが、われわれはこのことを確認しただけで満足できるであろうか。イギリス人とフランス人は、前者が英語を話し、後者がフランス語を話すという事実によって区別されるのだということを確認しただけで、われわれが民族について知りたいと思うことすべてをきわめたことになるであろうか。われわれにはそれだけではあまりに少な過ぎるように思われる。われわれは、言語共同体そのものを歴史的現象として、言語そのものを歴史的発展の流れにおいて認識したいと思う。それゆえ、われわれは言語共同体の発生を運命共同体から、個々の言語共同体の特質を文化共同体や性格共同体の特質から把握しなくてはならない。このことが、民族を言語共同体とみるだけでは十分ではないと私が思う理由であり、言語共同体そのものを運命共同体、文化共同体、性格共同体から導き出さなければならないと思う理由なのである。」

ここには、やはり民族はたしかに言語共同体ではあるが、それを確認しただけでは満足できない、むしろその奥に

あるものを探りたいというパウアーの立場が明確に述べられている。これは一九〇七年の大著の主張の繰り返しにすぎない。もし彼がこの序文において言語共同体を中心的な定義にまで昇格させたとするなら、このような表現はしなかったであろう。

結論を述べよう。私はパウアーがカウツキーの批判を受けて、一九二四年の序文で言語の社会的機能を今までよりも重視するようになったという上条氏の主張を部分的には認めてもよいかもしれない。だがそれを越えて、言語共同体を民族定義の中心にもってきたという主張には全く同意できない。そこまで読むのは読み込みすぎであるように思われる。

次いで地域の共通性というモメントについてはどうであろうか。結論を先にいえば、この点に関し、上条氏と私との間に意見の相違は全くない。上条氏も私も以下の諸点を共通に認めている。

①パウアーは民族を定義するに際し、地域の共通性というモメントを決して無視してはいない。彼は「地域の相違が諸民族を引き裂くとすれば、居住地域の共通性は確かに民族の存在条件の一つである」と述べている。したがって、パウアーが地域抜きに民族を定義したという従来の批判は誤ったものである。

②しかし、パウアーは言語の共通性の場合と同じく、地域の共通性を民族を成り立たせる第一義的要因とはしなかった。彼は「地域の共通性が民族の存在条件をなすのは、それが運命共同体の条件をなすかぎりにおいてである」とか「地域の共通性は、文化共同体の条件であるかぎりで民族の存在条件をなす」とか述べて、地域の共通性を民族存在の無条件の要因とはみなさなかつた。地域の共通性は言語の共通性と同じく副次的な位置付け（上条氏の表現では「第二の整序」手段）をされていた（両者の重要性を比較すれば、地域の共通性の方が言語の共通性よりもさらに低い位置にあったように思われるが）というべきであろう。

それゆえ、上条氏が本書一二九ページの注(61)で、拙著の中の「バウアーは、何としても、地域の共通性を民族の定義に入れたくはなかった。何となれば、そうすれば、彼の非属地的(＝属人的)民族自治論が成り立たなくなってしまうからであった」という私の発言を、「これは何ともおかしな指摘である」と批判しているのは、根本的な見解の相違があつてのことではない。私の発言が不用意で誤解を生んだというべきである。私も上条氏がすぐその後で指摘しているように、バウアーが地域の共通性に「副次的な重要性」を与えていたことを認めているのだから、むしろ「地域の共通性を第一義的な民族の定義にしたくはなかった」と書くべきであつた。そうすれば上条氏の批判をまねくこともなかつたであらう。

III 民族政策論

私はかつてレーニンの民族自決権論を研究していた時、一つの難問に突き当たり、その解決のために苦闘したことがあつた。それは、レーニンの民族自決権に関する発言に明らかに矛盾すると思われる二様の表現があつたからである。レーニンは、一方で、民族自決権は「無条件に」認められるべき権利であると主張しながら、他方で、民族自決権はあくまでもプロレタリアートの利益に従属すべき権利であると述べていたのであつた。この二様の発言は一体どのような関係にあるのであろうか。それを明らかにすることが私の課題であつた。

私はその解決のためにかつて一つの理論的枠組みを提出したことがある。それは民族自決権を対外的側面——民族相互間——と対内的側面——各民族内部——とに分け、対外的には絶対的権利(無条件の承認)、対内的には相対的権利(条件付承認)として理解してみようとするものである。すなわち、レーニンの膨大な著述の中で、民族自決権の無条件の承認を主張している言説のすべては、これを民族相互間に適用すべきものとみなし、民族自決権は革命の

利益に従属すべきだと主張している言説のすべては、これらを各民族内部のプロレタリアートの民族問題に対する主体的態度を解明したものとみなすべきだというわけである。⁸⁾

もし民族自決権が、対外的に絶対的権利でなく、革命の利益に従属すべき相対的権利であって、革命の利益に反するとの口実のもとに他民族からの介入が正当化されるとすれば、およそ民族自決権を承認する意味は全くなくなってしまふであろう。それゆえ、民族自決権は民族相互間では、自然権にも比すべき絶対的権利でなければならぬ。それなくしては、レーニンの究極の理想である諸民族の自由意志による接近と融合はありえず、民主主義も国際主義もありえないからである。

だが、各民族内部にあっては、プロレタリアートは——ブルジョア民族主義に堕さないかぎり——民族問題を全てに優越する課題としてかかげるわけにはいかない。ここでは、まさに「社会主義は第一位にあり、民族闘争は第九位にある」のだ。プロレタリアートは、あくまでも自民族の発展ではなく、自階級の発展を目指さなければならない。それゆえ、民族自決権の行使に際しても、その各々の場合について、「社会の発展全体の利益の見地」から、「社会主義を目指すプロレタリアートの階級闘争の見地」から全く自主的な判断を下さなければならぬ、ということになる。つまり、ここでは民族自決権は、革命の利益に従属すべき相対的権利であるということになる。

このように民族自決権を二つの側面に分けて理解してはじめて、マルクス主義者は、公然たる民族主義、一〇〇パーセントの民族主義と明確に一線を画しつつ、なおかつ各民族の自決権を十全に守ることが可能となる、と私は考えた。私のこのような理論的枠組みは、太田仁樹氏によって正しく指摘されたように、「丸山説」⁹⁾ともいうべきものであつて、レーニン自身はその著作のどこでもこのような整理はしていないのである。ただ私は、このような枠組みによつてしかレーニンの民族自決権の性格は正しく把握できないのではないかと考えて、このような整理を試みたのであつ

た。

私のこのような理論的枠組みに対し、上条氏は、何も丸山のように「対外的」「対内的」などと仰々しく機械的に分けて考えなくとも、民族自決権の無条件の承認とこの権利の行使とを区別するだけで十分なのだ、と主張されている。

上条氏はいう。レーニンにあっては、民族自決権は、権利としては、被抑圧民族と抑圧民族を問わず、また「対外的」と「対内的」を問わず、つねに無条件に掲げられるべき権利である。だが、他方で、民族自決権の行使に際してプロレタリアートのとるべき態度は、抑圧民族、被抑圧民族を問わず、また「対外的」、「対内的」を問わず、一般的には分離に味方するのではなく、国際主義の旗をかかげ、むしろ諸民族の「自由意志的な接近と融合に味方」する⁽¹⁰⁾とでなければならぬ。つまり、一言でいえば、民族自決権は、「対外的」「対内的」を問わず、無条件に認められる権利であるが、その行使に当たってはプロレタリアートはあくまでも革命の利益に合致するように行動しなければならぬ、というのだ。

私は、上条氏のこのような整理だけでは明らかに不十分だと思う。私がなぜ「対外的」「対内的」と厳しく分けて考えたのか、その意図が上条氏にはよく理解されていないのではないであろうか。私が民族自決権を対外的側面と対内的側面に厳しく分けたのは、ある民族の自決権の行使に際し革命の利益に反するとの口実のもとに他民族からの介入が正当化されるとすれば、民族自決権を承認する意味は全くなくなってしまふからである。とりわけ、旧ソ連のように中央に大ロシア民族が住み、周辺に百を越える少数民族の住む国で、大民族の中心地モスクワから、周辺諸民族の自決に対し、その自決は革命の利益に反するゆえに認められない、と介入することができる⁽¹¹⁾とすれば（事実これをスターリンがやったのだが）、どれほど憲法に民族自決権⁽¹²⁾分離権が明記されておろうとも、それは絵に描いた餅にすぎなくなってしまうであろう。民族自決権は、民族相互間では不可侵の権利として尊重されてはじめて、真の

国際主義が可能になるのである。上条氏は、プロレタリアートは、「対内的」「対外的」を問わず革命の利益に合致するよう行動すべきだという。「対内的」の場合はいい。「対外的」に革命の利益に合致する行動とはいかなる行動か。上条氏はいう。「分離に味方するのではなく、国際主義の旗をかかげ、むしろ諸民族の『自由意志的な接近と融合に味方』」して行動すべきだ、と。しかし、他民族があくまでも分離独立を求めた場合はどうするのか。モスクワから暴力的に介入することができるのか。私が提起した問題はそういう問題だったのである。

だが心配には及ばない。上条氏はそのすぐあとで、民族自決権の対外的絶対性、その相互不可侵性を認めているのである。上条氏は、もしもポーランドのプロレタリアートが階級の共同闘争を望み、ロシアからのポーランドの分離に反対する一方で、ポーランドの反動階級が分離をかかげ、住民の一般投票で分離賛成の多数票を獲得した場合、ロシアの社会主義者はロシアの中央議会で一体どういふ行動をとるべきか、というセムコフスキーの質問に対するレーニンの回答を引用している。レーニンの回答は、「自決権とは、まさに中央議会によって解決することを意味せず、分離しようとする少数民族の議会……によって問題を解決することを意味するのだ」……『民族自決権を侵害しないために』、われわれがしなければならないことは、……『分離』に『賛成投票』することではなく、この問題の解決を分離しようとする地方自身にゆだねることに、賛成投票することである」というものであった。つまり、自決権の行使は、それぞれの民族自身が、独立して自由に決定すべきことだ、というのである。これは明らかに民族自決権の対外的絶対性の承認である。

レーニンの民族自決権の性格に関する上条氏の結論は次のようなものである。①レーニンにあっては、権利そのものとしては、民族自決権は、無条件に認められるものであった。②他方で、権利の具体的な行使にあたっては、抑圧民族、被抑圧民族を問わず、プロレタリアートは自らの国際主義的統一、連帯、接近ひいては民族の接近、融合の要

求を掲げる義務を課せられていた。③それにもかかわらず、民族の政治的分離が現実には不可避となった時は、分離するか否かの判断は当該民族の自主的決定にゆだねられていた。その結果、もしも小国の分立状態が生じたとしても、それはやむをえざる一時的、過渡的な道であるともみなされていた。レーニンは、そこまで覚悟しないかぎり、プロレタリアートひいては民族の自由意志にもとづく真の国際的連帯と統一が実現されないと考えていたのである。

みられるように、上条氏は、たしかに「対外的」という表現は用いていないが、民族自決権は各民族が自由に独立して行使しうるものであり、他民族からのいかなる介入も認められないことをここで承認しているのである。

だが、この上条説をとると、どうしても容認することのできないレーニンの発言が出てくる。レーニンは一九一六年に次のように述べていた。

「もし国際政治にツァーリズムが圧倒的な影響力をもっていた時代に、マルクスが当面していた具体的な情勢がまたたくりかえされ、たとえば若干の民族が（一八四八年にヨーロッパでブルジョア民主主義革命を開始したように）社会主義革命を開始し、他の民族がブルジョア反動の主要な支柱となるといような形をとるならば、われわれもまた、後者を敵とする革命的な戦争に味方し、それを『おしつぶす』ことに味方し、そのすべての前哨地点——そこに、どんな小民族の運動がおしつぶすめられていようと——を破壊することに味方しなければならない。……自決をもふくめた民主主義の個々の要求は、絶対的なものではなくて、一般民主主義的な（今日では一般社会主義的な）世界的運動の小部分である。個々の具体的な場合には、部分が全体に矛盾することがありうる。その時には、その部分を否認しなければならない」。

ここには、社会主義革命に反対する反動的民族に対しては、革命戦争によりその自決権を否定してもよろしいという主張が明確に述べられている。民族自決権の対外的絶対性を主張する上条説からは到底容認しえない発言である。

上条氏は「一九一六年になって、レーニンは後退したと受け取られたとしてもやむをえない⁽¹³⁾」と述べて、レーニンのこの発言を「一時的な後退」ととらえている。

拙著に対し、同様に長文の書評を書いてくださった太田仁樹氏は、上条氏と正反対の見解を提出しておられる。氏のいう所では、民族自決権は、「対外的」「対内的」を問わず革命の利益に従属すべき権利だ、というのである。氏の見解を最もよく表す一文を氏の書評の中から引用するとすれば、次の一文になるか。「民族独立運動がプロレタリアートにとって利益をもたらすときには、マルクス主義者は進歩と呼びそれを支持する。利益をもたらさなるときには支持しない。これはマルクス、エンゲルスからスターリンまでを貫く『赤い糸』である。レーニンはこれに対して民族自決権の保持の無条件的承認を付け加えたが、マルクス以来の『赤い糸』に異論を唱えるものではない⁽¹⁴⁾」。つまり、マルクス主義者にとっては、革命の利益こそが至上のものであり、民族の利益などは、その前にはいつでも犠牲に供しうるのだ、というのである。それではレーニンはなぜ「プロレタリアートの自決権」を一元的に掲げず、民族自決権などを掲げたのであろうか。太田氏によれば、それは戦術的配慮から出たものだという。民族自決権のスローガンは民族問題の具体的な解決策を提出したのではなく、ロシア帝国内の諸民族の民族解放を求めるエネルギーを反ツァーリズムの陣営に引き入れることを目的とするものであった、というのである。このような戦術的スローガンであれば、革命の利益に反する時には当然放棄されてしかるべきである。周辺諸民族がモスクワからみて、反革命的な自決権の行使をしようとしている時には、暴力を用いてもこれを阻止しようというのがレーニンの引用文の主張である。

このような太田説からみれば、レーニンの一九一六年の発言は何ら「一時的な後退」などではありえず、まさに革命家レーニンの真情の吐露ということになる。同様に、一九二〇年の赤軍のワルシャワ遠征もレーニン理論からの当

然の帰結ということになる。太田説の方が上条説よりも事態をより整合的に説明しうるように思う。

しかし、太田説にも弱点はある。もしレーニンの民族自決権のスローガンが、太田氏のいうようなものであったとすれば、少数民族の目からみれば、この権利の承認はきわめて戦術的、便宜的、欺瞞的なものにみえたことであろう。なんとすれば、いかに民族自決権の保持が無条件に認められていても、モスクワがその行使を反革命的なものと認定すれば、いつでもとりあげられてしまうのだから。周辺の少数民族は、モスクワの気に入るように、モスクワが革命の利益に合致していると判定してくれるように、いつでもモスクワの顔色をうかがいながら行動しなければならぬということになる。このようなことで少数民族の信頼を得ることができようか。民族問題における真の民主主義と真の国際主義を樹立することができるであろうか。そんなことは断じてできない。真の国際主義と諸民族の共存を実現するためには、上条氏のいうように、民族自決権の対外的絶対性が無条件に承認されていなければならぬ。

私は本節の冒頭で紹介した私の理論的枠組みが絶対に正しいのだと強弁するつもりは全くない。それは一つの試論として出されたものにすぎない。しかし、私の理論的枠組みに対する批判が上条説と太田説に分極化したという事実が、革命（階級）の利益と民族の利益を統一的に捉えることの困難性を示しているのではないであろうか。上条氏もいうとおり、マルクス主義の歴史は、この両者の利害を調整することに悪戦苦闘した歴史であった¹⁵。そして、その解決はいまなお見出されていない。抽象理論の領域でも実践運動の領域でも、この課題はあるいは解決不可能なのかもしれない。

IV 民族本質論と民族政策論の関係

私が上条氏から教えていただいた最大のもは、民族本質論（もっと厳密に言えば民族の将来像）と民族政策論の

関係である。①民族は将来接近し融合し消滅してしまうものか、それともさらにますます発展していくものか、②将来の世界は一つの国際文化になってしまふのか、それとも民族文化の花が絢爛と咲きほこるのか、この二つの点についてどちらの見解をとるかによって民族政策論にも根本的な違いが出てくるという指摘である。このことを私は拙著執筆当時よく理解していなかった。すでに述べたように拙著が出版された翌年の一九九〇年六月に上条氏はわざわざ名古屋まで出張されて拙著の合評会に加わり、私が両者の関係を十分に理解していないという批判をしてくださったのであったが、その時点でも私は氏の指摘を正しく理解してはいなかった。当時私はわずかに、ある人間グループが民族として認定されれば、そのグループは自決権を持つことになるのだから、その点で民族の定義（民族本質論）と民族政策論は関係があるであろう、と答えることができたのみであった。その後上条氏の論文や拙著に対する書評を研究していく過程で「ああ上条氏の言っていたことはこういうことだったのか。全く氏のいうとおりだ」と思ったのであった。

民族の接近、融合、消滅論は、むしろマルクス主義の主流ともいべき見解である。『共産党宣言』はいう。

「諸国民の国民的差別や対立は、ブルジョア階級の発展とともに、すなわち商業の自由、世界市場、工業的生産およびそれに相応する生活諸関係の一樣性ととも、すでに次第に消滅しつつある。プロレタリア階級の支配はそれをもたらす消滅させるであろう¹⁶⁾」ここには諸民族間の差異や対立は、資本主義の発展とともにますます消滅するであろうという展望が語られている。社会主義になればこの傾向はさらに一層強まるであろうというわけである。

カウツキーは民族言語の消滅と世界語の形成過程に民族の消滅過程を見、歴史の発展とともに諸民族は接近、融合し、やがて世界は一民族、一言語、一文化からなる「一つの巨大な社会」に変わっていくであろうという将来像を堅持していた。カウツキーを全面的に受け継ぐ形でレーニンも、①民族運動やナショナリズムはブルジョアの現象であ

り、特に資本主義の初期に固有の現象である。②その後の資本主義の発展は、諸民族をますます接近させ融合させる。③社会主義社会になれば、この傾向はさらに一層強まるであろう、とする歴史的展望を語った。スターリンも、民族は単に歴史的範疇であるだけでなく、「一定の時代の、すなわち勃興しつつある資本主義の時代の歴史的範疇である」と述べ、将来における民族の融合、消滅を明確に認めていた。ローザ・ルクセンブルクも「民族性と国際性」の中のカウツキーの民族融合論を肯定的に引用した後、次のように続けている。

「カウツキーは——われわれの知るかぎり、最近の社会主義文献の中で初めて——社会主義体制のもとで民族的差異が全般に除去され、文明化した人類はひとつの民族に融合されるだろうという歴史的傾向をはっきりと定式化したのである」。

このような見解に共通するのは、「民族」という現象は歴史的には遅れたものであり、いずれ克服されるべきものであるという視点である。このような視点からは民族や民族文化に積極的な配慮をしようという姿勢は生まれてこないであろう。むしろ、このような見解は強制的同化の道を切り開いたり、民族的要求に対して抑圧的に振る舞う態度を生み出すことになりかねない。権力を握ったマルクス主義者が、結局のところ、民族問題の解決に失敗したのは、このような民族観に原因があったのだ、と上条氏はいうのである。

上述のようなマルクス主義者の主流の民族観とまさに正反対の見解を提出しているのがオーストロ・マルクス主義者のカール・レンナーやオットー・バウアーである。彼らはいう。①階級なき社会主義社会になってはじめて、労働者、農民を含めてすべての勤労大衆が民族の成員となり、民族文化の創造者であると同時に享受者になるのである。つまり、社会主義がはじめて民族を十全な形で完成するのである。②民族文化は、社会主義社会の発展につれてますます多様化し、民族的性格も相互に一層際立ったものになるであろう。③民族の政治的独立の要求は、社会主義社会

になつてはじめて十全に満たされ、将来の社会は民族を主体とした世界連邦になるであらう、と。

社会主義社会になれば、民族はいかなる役割も演じないであろうとする他のマルクス主義者の予測に鋭く対立して、レンナーやバウアーは、民族こそ来るべき時代の新しい秩序の主要な組織的単位になりうると予測したのであった。

このような見解からみれば、社会主義者は各民族共同体に自由な発展の機会を保証し、民族文化の花を絢爛と咲かせるような制度を作り上げるよう積極的に努力すべきだということになる。かくしてレンナーやバウアーは、オーストリア・ハンガリー帝国の諸民族のために属地主義と属人主義にもとづく文化的民族自治を要求したのであった。

マルクス主義者の民族観に関する上条氏の見解を私なりに整理すると以上のようなようになるが、ここから氏は二つの結論を引き出している。①マルクス主義者が諸民族の接近、融合、消滅論にとどまるかぎり、民族問題は依然としてマルクス主義の「アキレス腱」にとどまるであろう。②諸民族がますます混淆して行くであろうという今後の歴史の発展方向をみれば、諸民族の共存と多文化主義を唱えるオーストロ・マルクス主義者の民族政策論がわれわれの課題の解決のために大きな役割を果たしてくれるであろう、と。私はこの結論に完全に同意するものである。そして民族本質論と民族政策論の関連について私の蒙を啓き、明確な観念を与えてくださった上条氏に感謝したい。

〔注〕

(1) 上条勇「民族概念と民族自決権——丸山敬一著『マルクス主義と民族自決権』(信山社、一九八九年)によせて——」
『金沢大学教養部論集・人文科学篇』二八一—二八二、一九九〇年

(2) 丸山敬一「民族の平和共存の方策を探る——上条勇著『民族と民族問題の社会思想史——オットー・バウアー民族理論の再評価』(梓出版社、一九九四)」「エコノミスト』一九九五年三月十四日号

- (3) Otto Bauer, *Die Nationalitätenfrage und die Sozialdemokratie*. Wien, 1907.
 - (4) Otto Bauer, *Vorwort zur zweiten Auflage*. Wien, 4. April 1924. in: *Otto Bauer, Werkausgabe*. Europa Verlag, Wien, 1975. Bd. 1. SS. 51—68.
 - (5) 上条勇『民族と民族問題の社会思想史——オットー・バウアー民族理論の再評価』(梓出版社、一九九四年)九一—九六—一三六ページ。
 - (6) Otto Bauer, *Kulturgemeinschaft und Sprachgemeinschaft*. in: *Die Gesellschaft*. Bd. 1. 1924.
 - (7) 注(4)の文献の六六ページ。
 - (8) 丸山敬一『マルクス主義と民族自決権』(信山社、一九八九年)二一九ページ。
 - (9) 太田仁樹「マルクス主義理論史研究の課題——松岡・丸山・田中氏の近著によせて——(Ⅱ)」『岡山大学経済学会雑誌』一三—二、一九九一年、一二九、一三四、一四三—四四ページ。
 - (10) 上条前掲書評、一二二—一二三ページ。前掲著書、二七四—二七五ページ。
 - (11) 同右書評、一四—一五ページ、同右著書、二七七—二七八ページ。
 - (12) 『レーニン全集』(大月書店)二二卷、三九八—三九九ページ。国民文庫『帝国主義と民族植民地問題』一五三—一五四ページ。
 - (13) 上条前掲著書、一六—一七ページ。
 - (14) 太田前掲書評、一三九—一四〇ページ。
 - (15) 上条前掲著書、一六、三三—三七—三八ページ。
 - (16) マルクス、エンゲルス、大内兵衛、向坂逸郎訳『共産党宣言』(岩波文庫)六五—六六ページ。
 - (17) ローザ・ルクセンブルク、加藤一夫、川名隆史訳『民族問題と自治』(論創社、一九八四年)三二—三三ページ。
- 丸山敬一訳『マルクス主義と民族問題』(福村出版、一九七四年)四〇—四一ページ。

(一九九五年三月一三日)